

- (2) 第一回全国農業者大會の決議案による本問題に對する主要經濟政策は次の如きである。
- (3) 第一回全国農業者大會へ、本問題に對する全國的な標準と指導規則の確立を促す事。
- (4) 第一回監視委員會へ、其の他本問題に關する諸般の政策の確立。
- (5) 本問題の地域的地域的大會を用ひて、各該地方法に對する加盟工場の短時間(五分間)とか十各該地方法の大会を用ひて、各該地方法に對する加盟工場の短時間(五分間)とか十分間の要求範囲の決定及施行をせしめ、大體の一級的標準の制定並びに文部省への示威を兼ねすること。

(6) 各工場に於て出来得る限り地方的に同一の期をして被保護者の大會を開催せしめ、要求項目並に保険料額の徵収及対——保険料不納——の決議を以て政府(内務省、管轄の保險署)及資本家に示威をなすこと。

(7) 施術會議を起す場合は、要求項目を出来得る限り共通的問題項目を選ぶやう統制し、以つて各工場への宣傳力を増大して、一般化すること。

(8) 施術會議の問題範囲の定めた、「六的具体的材料として、その当車両、並に指導規則は一般的に統一する事無く、各組合の指導規則は、各組合の統制と指導を充分にしなければならない。

- (4) 本運動に關しては、試一回監査りと、評議會内部とを同様に一切の報告をばず評議會外部とを同一せず、一切の報告をばず評議會本部に(新聞原稿でなく)通信する(こと)。

從來の労働爭議を一般化し、政治的ストライキへの發展を斷じて、二工場の爭議を(それが主としてより工場のための特殊利益の要求であるのだが)他工場へ宣傳し、煽惑して、以つて擴大する「こと」に勉められた。

斯かる會議の方針は各工場毎の標準である。(この方針方針)によれば決して眞實に圖書を一般化することは出來ない。

而らずば直ちに、健廉保険の問題によつて全般的な政治的ストライキを認罷業をなし得る條件は未だ備はづくはない。そこで今日に於ては尚不今後たゞぐぐる全般的標準問題によつて、大綱を全般的標準に實質して訓練する方針を學ばねばならない。斯る大綱の訓育は、各組合員がその問題の決定に達成し、積極的に行動することによつてこの訓練を窮することが出来る。従つて各組合の指導規則は、一組合員の統制と指導を充分にしなければならない。